

文化財保護法 93 条（94 条）に基づく届出注意事項

- 1 工事着工 60 日前に提出です。
 - 2 2 部提出です。提出の際本人確認が必要になります。（代理人の場合は代理人）
 - 3 申請者と裏面 6 の工事主体者は同じにしてください。
 - 4 着手予定時期は予定でけっこうですので必ず記入してください。
 - 5 添付書類は下記のものを付けて下さい。
 - ・工事箇所を示す地図
 - ・土木工事等の概要を示す図面
施工範囲、掘削範囲のわかる図面（平面図、基礎伏図等どこを掘削するか、掘削の深さがどれくらいかわかる図面）
地盤改良、柱状改良、杭、浄化槽等施工の場合はその場所と掘削の深さがわかる図面もつけて下さい。提出時にまだ決まってない場合は追加で図面等提出していただくことになります。
- ＊注意 図面につきましては表記された縮尺どおりの図面を添付して下さい。やむを得ず縮小等する場合は変更率の明記をお願いします。
- 6 申請手続き者の連絡先（住所、電話番号等）は必ずお教え下さい。また届出に対する県からの指示書の送付先もお教え下さい。
 - 7 工事の内容によっては試掘調査を当町教育委員会で実施する場合があります。その場合は別紙「土地発掘承諾書」を 1 部提出して下さい。
 - 8 申請者以外の方が代理で申請する際は、委任状等の書類を添付して下さい。

問い合わせ
寒川町教育委員会生涯学習課
生涯学習担当
TEL0467-74-1111 内線 532